

## 注 記 (連結)

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおり。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としている。
  - イ 昭和60年度以後に取得したもので取得原価が判明しているもの・・・取得原価  
昭和60年度以後に取得したもので取得原価が不明なもの・・・再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としている。
- ② 無形固定資産・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおり。  
取得原価が判明しているもの・・・取得原価  
取得原価が不明なもの・・・再調達原価

なお、公営企業会計及び連結対象団体については、原則、取得原価としている。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法による定額法
- ② 出資金・・・出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原材料、商品等・・・個別法による低価法  
ただし、公営企業会計及び一部の連結対象団体については先入先出法による原価法。

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおり。

|     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 15年～65年 |
| 工作物 | 10年～75年 |
| 物品  | 2年～20年  |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ③ リース資産・・・リース期間を耐用年数とし残存価値をゼロとする定額法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
個別に回収可能性を検討し徴収不能見込額を計上。  
ただし、水道事業会計については2年経過した債権を徴収不能処理額とみなして、病院事業会計については3年経過した債権を徴収不能処理額とみなして、徴収不能見込額を計上。一部の連結対象団体については過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上。
- ② 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上。
- ③ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上。
- ④ 特別修繕引当金  
定期修繕費用の支出見込額のうち、前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上。

## (6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引  
通常の売買取引に係る方法に準じ処理している。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じ処理している。

## (7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいる。

## (8) 消費税等の会計処理

税込方式により処理している。

ただし、公営企業会計及び一部の連結対象団体については税抜方式により処理している。

## (9) 連結対象会計及び団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない連結対象会計及び団体については当該連結対象会計及び団体の決算を基礎として連結手続を行っているが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成している。

### (2) 表示方法の変更

「総務省方式改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更している。

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

【該当なし】

## 3 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

【該当なし】

### (2) 組織・機構の大幅な変更

【該当なし】

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

【該当なし】

### (4) 重大な災害等の発生

【該当なし】

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

【該当なし】

### (2) 係争中の訴訟等

【該当なし】

## 5 追加情報

### (1) 連結対象会計及び団体

| 会計名            | 区分       | 連結方法 | 比例連結割合  |
|----------------|----------|------|---------|
| 一般会計           | 一般会計     | -    | -       |
| 国民健康保険事業特別会計   | 地方公営事業会計 | 全部連結 | -       |
| 介護保険事業特別会計     | 地方公営事業会計 | 全部連結 | -       |
| 後期高齢者医療事業特別会計  | 地方公営事業会計 | 全部連結 | -       |
| 水道事業会計         | 地方公営企業会計 | 全部連結 | -       |
| 病院事業会計         | 地方公営企業会計 | 全部連結 | -       |
| 岸和田市貝塚市清掃施設組合  | 一部事務組合   | 比例連結 | 35.016% |
| 大阪府後期高齢者医療広域連合 | 広域連合     | 比例連結 | 9.745%  |
| 大阪広域水道企業団      | 一部事務組合   | 比例連結 | 0.939%  |
| 貝塚市文化振興事業団     | 第三セクター等  | 全部連結 | -       |
| 大阪府都市競艇企業団     | 一部事務組合   | 比例連結 | 4.714%  |

- ① 地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としている。  
ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、平成29年度までに当該規定等の適用に向けた作業に着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用する下水道特別会計については、連結対象会計の対象外としている。したがって、一般会計等における下水道特別会計への繰入金等が内部相殺されない場合がある。

下水道特別会計 企業債残高 22,273,616千円  
一般会計繰入金 1,221,199千円

- ② 一部事務組合及び広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としている。  
③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超えるため全部連結の対象としている。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。  
なお、出納整理期間を設けていない会計及び団体と出納整理期間を設けている会計及び団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整している。

### (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合がある。

### (4) 売却可能資産の範囲及び内訳

- ① 範囲  
計画等で売却の方向性が示されており、翌年度予算において財産収入として措置がされている公共資産。
- ② 内訳  
【該当なし】